

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和8年1月16日

【開催日】 令和8年1月16日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午前11時8分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	藤 谷 圭 子
委 員	大 井 淳 一 朗	委 員	濱 本 健 吾
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸
委 員	脇 本 直 美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福 祉 部 長	尾 山 貴 子		
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	福祉部次長兼高齢福祉課長	田 尾 忠 久
子育て支援課課長補佐	野 原 崇 史	子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子
健康増進課長	山 本 玄	健康増進課技監	大 海 弘 美
健康増進課健康管理係長	山 下 弘		

【事務局出席者】

事 務 局 次 長	石 田 隆	庶務調査係長	山 田 寿 実 子
-----------	-------	--------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第1号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）について
- 2 承認第1号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について

午前10時30分 開会

奥良秀分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日の審査内容はお手元のタブレット中にあるとおりに

進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは審査内容1、議案第1号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算(第10回)につきまして、審査番号のとおり進めてまいりますので、審査番号①、健康増進課部分について、執行部からの説明を求めたいと思います。

山本健康増進課長 議案第1号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算(第10回)における健康増進課所管分につきまして御説明いたします。補正予算書の8、9ページをお開きください。ページ中ほどにあります、4款1項1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金、救急告示病院物価高騰対策支援金4,297万4,000円の増額について御説明いたします。なお、当該支援金に係る事業の概要についても併せて御説明いたしますので、事前にお配りしております「救急告示病院物価高騰対策支援事業」と題した資料についても、併せて御覧いただけたらと思います。このたびの補正は、物価高騰の影響を受ける救急告示病院の経済的負担を軽減し、本市のセーフティネットである救急医療体制を維持・確保するため、これらの病院に対し、本市独自の支援を実施しようとするものです。事業の財源となる国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に直面している生活者や事業者を支援するため、地方自治体が地域の実情に応じて重点的に支援を行えるよう、昨年末に成立した政府補正予算において国が創設したものでございます。本市といたしましては、休日・夜間を問わず救急受入体制の確保が求められ、固定費削減が特に困難な救急告示病院を重点的に支援する必要があると考え、このたび、市内に所在の救急告示病院であります山陽小野田市民病院、山口労災病院、小野田赤十字病院の3病院を対象とした本支援事業の御提案に至ったところです。続いて、本支援事業における支援金の内容について御説明いたします。資料中ほどに、積算根拠としてお示ししておりますように、本支援金は病院経営の「基盤」と「実働」の両面を支えるため、2段構造としております。はじめに、病床数に応じた支援として、1病床当たり4万2,00

0円を設定しておりますが、これは国が実施しております医療分野における賃上げ支援における1病床当たりの交付金単価8万4,000円の2分の1をめどに設定したもので、対象となる3病院の合計547床分として、2,297万4,000円を計上しております。次に、2,000万円を計上しております二次救急体制加算の詳細について御説明いたします。本加算は、市内三つの救急告示病院が共同で維持する救急医療体制に対し、それぞれの役割分担や実績に基づいた支援を行うもので、合計2,000万円の予算を二つの指標で1,000万円ずつ案分して配分することとしています。一つ目の輪番当番の回数に基づく1,000万円分につきましては、令和7年度の救急医療に係る輪番当番日の引受け率を乗じて算出いたします。これは、対象3病院の年間当番日数の合計を100%とし、その中で各病院が占める割合を用いるものになります。次に、二つ目の救急搬送の受入れ実績に基づく1,000万円分につきましては、令和7年1月から12月までの救急搬送受入率を乗じて算出いたします。こちらも同様に、3病院の合計受入件数を100%とした中での、各病院の実績の割合を用いて算定するものでございます。なお、支援金全体といたしましては、病床数に応じた支援2,297万4,000円と、二次救急体制加算2,000万円を合算した額となりますので、このたびの補正では、冒頭で申しましたように、救急告示病院物価高騰対策支援金として4,297万4,000円を計上いたしております。続いて、本事業の財源でございますが、全額が国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしており、一般財源の負担はございません。補正予算書の6、7ページを御覧ください。ページ中ほどになりますが、15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、こちらの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億9,312万9,000円のうち、4,297万4,000円を本事業に充当するものでございます。最後に恐れ入りますが再度、資料にお戻りください。今後のスケジュールでございますが、令和8年2月上旬に対象3病院への通知及び申請受付を行い、3月中旬の

支払いを目指すこととしております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

奥良秀分科会長 それでは執行部からの説明を受けましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。まず歳出から質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 それでは資料に基づいて質疑いたします。積算根拠が出されております。許可病床1病床当たりということが出ておりますが、この認可病床数547の3病院の内訳をお願いします。

山下健康増進課健康管理係長 547病床の内訳ですが、山口労災病院が308床、山陽小野田市民病院が199床、小野田赤十字病院が40床になります。

大井淳一郎委員 それでは(2)の二次救急体制加算なんですが、100%と言われました。輪番当番日引受率100%は、何となく分かるんですが、2番目の1月から12月までの救急搬送受入率も100%と判断した理由を教えてください。

山下健康増進課健康管理係長 こちらにつきましては、令和7年の1月から12月までの救急の受入れの実績の数となっております。そちらの数を3病院合わせて100%とし、それぞれの受入れ件数を割り戻して、それを乗じた数で計算しております。

大井淳一郎委員 私がイメージした救急搬送は、必ずしも市内の病院だけで受け入れてなくて、宇部興産中央病院とか医大とかでも受け入れてています。市外でも受け入れてるのに100%とできるのかなと思ったんですが、この点についていかがですか。

山下健康増進課健康管理係長 今回のこの加算の算定の方法ですけども、あくまでも対象は市内の救急告示病院3病院でありまして、この3病院の実

績に基づいて、3病院の実績を100%と考えて、その3病院にそれぞれ活動の割合に応じて支援金を配分するという考え方です。確かにおっしゃるように、宇部市の病院の受入れ等は当然ありますが、そこは度外視した上で、この市内3病院の中だけで計算していくという考えを持っております。

前田浩司委員 積算根拠の件ですけれども、さっきの(2)です。この二次救急体制加算について、特に輪番の件数は、全体で何件あって、各三つの病院で何件あったのか教えていただけますか。

奥良秀分科会長 それを多分(5)のスケジュールの令和8年2月上旬までに通知して申請を受け付けるということだと思うんですが、もしそれ以外で答弁があればどうぞ。

山下健康増進課健康管理係長 件数につきましては、もう既に分かっているところではあるんですが、山口労災病院が1,022件、山陽小野田市民病院が514件、小野田赤十字病院が22件という形になっております。日数ですが、輪番日の日数につきましては、山口労災病院が73日、山陽小野田市民病院が45日、小野田赤十字病院につきましては、輪番日が割り当てられておりませんので、ゼロ日という形になっております。

大井淳一郎委員 この救急告示病院物価高騰対策支援事業を選定した理由は、今、事業目的の中で言われたんですが、宇部市も同じものを行っていますよね。これは、やはり宇部市とある程度歩調を合わせた形なんですか。それとも市独自で判断されたんでしょうか。

山本健康増進課長 今、御指摘いただいたように、宇部市でも同様の事業、既にもう12月に予算も可決されたと聞いておりますが、当然それを意識して歩調を合わせるような形での制度設計にはしております。

大井淳一郎委員 赤十字病院の輪番日がゼロ日という話だったんですけど、これは昔からゼロ日だったんでしょうか。それとも、いつからか減って行ってゼロになったのか。もし分かればお願いします。

山本健康増進課長 すみません、今、資料がございません。私を知る限りは、もう正規の輪番から外れていまして、その代わりサポート病院という形で、休日夜間についても、ある程度御貢献いただいているという形でございます。

前田浩司委員 同じく資料の（１）の認可病床数の件で、先ほど8万4,000円の2分の1で、4万2,000円という御説明があったと思います。この8万4,000円というのは、実際何に当たるんですかね。

山下健康増進課健康管理係長 こちらにつきましては、国の助成になるんですけども、賃上げ分の単価の8万4,000円という形になっております。

前田浩司委員 全国的にこの8万4,000円が基準という理解でよろしいですか。

山下健康増進課健康管理係長 そうですね、病院に関しましては、8万4,000円という形になっております。

前田浩司委員 全国一律8万4,000円ということよろしいでしょうか。

山下健康増進課健康管理係長 おっしゃるとおりでございます。

山田伸幸委員 先ほどの説明では、8万4,000円というのは基準があって、今回はその2分の1の4万2,000円を給付するという事で説明があったように思うんですけど、どうですかね。

奥良秀分科会長 そのように説明がありました。

山本健康増進課長 おっしゃるように、この8万4,000円はあくまでも、基準として市としては、まずその1床当たりの部分については2分の1をめどにしたということでございます。これは宇部市も同様でございます。

山田伸幸委員 これ給付されるのは救急告示病院の業務のことに充てると。救急に関する業務に充てるということなんですか、それとも病院全体で使ってもいいものなんでしょうか。

山本健康増進課長 特段用途を特定するような類いのものではございません。運営を広く支援するという趣旨でございます。

奥良秀分科会長 今の続きで8万4,000円の2分の1の4万2,000円を支援するという形なんですけど、その根拠は何かあるんでしょうか。

山本健康増進課長 そこは非常に厳しい部分かなと思います。ただ、助成をするに当たって、まず基本的な部分で、病院の規模に応じた部分、それが1床当たり幾らかという考え方になってくるんですが、今回の物価高騰の支援に当たって、一体どの程度が妥当なラインなのかというのは、やはり国の助成単価を参考にさせていただくことは妥当なところかなと思ってます。あとは100%出すのか、50%出すのかというところになってくると思いますが、このたびは予算の都合もございまして、宇部市等とも歩調を合わせということで2分の1ということを選択させていただいたということでもあります。

奥良秀分科会長 いや、それをお聞きしたのが、本市独自の取組ということが書いてありましたので、何かしらの根拠があって、今の数字を算出され

たのかなってということで質疑をさせてもらったんですが、特に、全国的な規模を見てこのぐらいの数字がいいのではないかとということで、充てられたということでよろしいのでしょうか。

山本健康増進課長 宇部市との自治体間の格差をなくすという観点からも、歩調を合わせて判断させていただいたということです。

前田浩司委員 先ほどの支援金の使途については、市としては、各病院にお任せと理解しておるんですけども、今後、また何年か先とか、逆に報告とかについては、やっぱりこれは、求めていくような形を取られるのでしょうか。今回のこの支援金に対しての使い道は、こういうものに使ったんですよというような内訳を整理して報告を上げるということ、現時点でお考えがあるのか。

山本健康増進課長 特に使途を限定してませんので、今のところ、そういったものを考えているわけではございません。

奥良秀分科会長 もう一つ、3の(2)の根拠となる日にちで令和7年1月から12月までという1年間の根拠は、どういったことがあるのでしょうか。例えば、会計年度であれば、4月から3月末という数字を使われると思うんですが、この1年間を使われた理由って何かあるのでしょうか。

山下健康増進課健康管理係長 救急搬送件数になりますと、会計年度というよりも、直近の1年の件数を見たほうがよろしいかと考えております。それでいきますと、直近で12月なので、そこから1年間遡って1月から12月までという形にしております。

奥良秀分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、次に移ります。それでは暫時休憩いたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

奥良秀分科会長 それでは引き続きまして、承認第 1 号令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回）に関する専決処分につきまして、執行部からの説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 承認第 1 号令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回）に関する専決処分について、お配りしている資料に沿って御説明いたします。まず、1 の国の動向・事業目的についてですが、この事業は、国において、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子供たちの健やかな成長を応援する観点から、ゼロ歳から高校 3 年生までの子供たちに 1 人当たり 2 万円の物価高対応子育て応援手当を支給するものです。具体的には、「強い経済」を実現する総合経済対策」として令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定され、国の補正予算が令和 7 年 12 月 16 日に可決されております。次に、2 の専決処分の理由ですが、この事業は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯に支援の効果が直接的に及ぶ事業であるため、国からは早期給付を求める事務連絡が発出されております。そのことを踏まえ、支給対象者の抽出、対象者へ発送する文書の印刷及び封入に係る作業期間等を踏まえると、速やかに予算措置を行う必要があるため、本来であれば議会で御審議いただくべきところ、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 12 月 22 日付で専決処分をいたしました。その処分については、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。3 の事業の内容についてですが、お配りしている資料の 2 ページを御覧ください。事業の目的については、先ほど御説明したとおりです。支給対象者ですが、令和 7 年 9 月 30 日時点で児童手当支給対象児童を養育

する父母等で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれる新生児も対象となります。資料の1ページにお戻りください。4の本市の概要についてですが、本市における対象児童数は新生児も含み、8,652人分と見込んでおります。給付額は、子供1人当たり一律20万円で、本市における事業費は1億7,693万2,000円、そのうち、389万2,000円は事務費になります。支給方法ですが、児童手当受給者の高校生年代までは、原則、申請不要のプッシュ型で支給し、公務員及び新生児については申請が必要となります。支給予定日ですが、申請不要のプッシュ型の方は、原則、児童手当受給口座へ令和8年1月30日（金）の振込を予定しており、申請が必要なプッシュ型以外の方は、随時払い、詳しくは申請書で指定した口座へ、申請書受理後1か月程度での振込を予定しております。手当の支給に関する通知文書は1月6日に発送しております。続いて、補正予算について御説明いたしますので、補正予算書の5、6ページをお開きください。歳出予算から御説明します。3款民生費、2項児童福祉費、11目物価高対応子育て応援手当事業費を1億7,693万2,000円増額するものです。内訳として、1節報酬7万6,000円は応援手当支給に関する事務作業を行う会計年度任用職員の報酬になります。次に、2節給料58万8,000円は先ほどの会計年度任用職員の給料になります。3節職員手当等32万2,000円の内訳は、会計年度任用職員の通勤手当として4万1,000円、職員の時間外勤務手当として28万1,000円となります。4節共済費11万円の内訳は、会計年度任用職員の共済組合負担金として4万3,000円、社会保険料として6万7,000円となります。10節需用費23万3,000円の内訳は、文書発送に伴う消耗品費として5万3,000円、印刷製本費として18万円となります。11節役務費256万3,000円の内訳は、文書発送に伴う通信運搬費として125万4,000円、応援手当の振込に係る手数料として130万9,000円となります。18節負担金、補助及び交付金1億7,304万円は物価高対応子育て応援手当給付金となります。この補正予算の特定財源ですが、全額国庫支出金となります。続いて、同ページ上段の

歳入予算の説明に移ります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金について、1億7,693万2,000円増額し、1億9,804万4,000円とするものです。2節児童福祉費国庫補助金を1億7,693万2,000円の内訳は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を1億7,304万円、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金を389万2,000円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。歳入、歳出と資料のほうから質疑を求めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

大井淳一郎委員 対象なんですけど、「ゼロ歳から高校3年生ままでの子どもたち」と書いてあります。今回の資料は高校生年代と書いてあるので、高校生年代なのかなと思うんですが、いかがですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 対象年齢につきましては、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童が対象となっております。

大井淳一郎委員 ということは高校生年代ということでよろしいですね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、そのとおりでございます。

濱本健吾委員 同じように対象年齢のところ、3月31日までに生まれる新生児も含むということなんですけど、この通知は国がこういうふうに出しているということでしょうか。日にちについてです。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、そのとおりでございます。

濱本健吾委員 これは例えば、3月31日前後に生まれる子供もいると思うんですよ。結構プレッシャーがあるなあと思って。例えば、現在母子手帳を発行している方であれば、地方交付税で払いますよという議論とかになったりしましたでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 市が勝手に決めるわけにはないところがありますので、延長してというところを考慮して制度設計はしておりません。

濱本健吾委員 そういうことなんです。地方交付税で、これに合わせるっていうこともできる、国庫のほうは無理と思うんですけど、地方交付税ですることはできると思うんですけど、どうでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらは要綱を定めており、そこにも令和8年3月31日までと規定しております。

山田伸幸委員 申請はいつまで受け付けられるんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 申請は年度内を考慮しておりますので、令和8年3月31日までとしておりますが、3月生まれの方に関しては、4月15日までを予定しております。

奥良秀分科会長 今、4番の(1)で対象児童見込み数という数字が書いてあるんですが、これの要はプッシュ型の人数と申請をしなくてはならない人数の内訳を教えてくださいませんか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 今、予定ではプッシュ型が7,354件を予定しております。残りの1,298件を申請が必要な児童と見込んでおります。

奥良秀分科会長 その1, 200人余りの方に対しての情報提供とかは、どのようにお考えでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 先ほど、1月6日に文書を発送したと申しましたが、申請が必要な方に対しましても、文書を同日で発送しておりますので、これから生まれる方に関しては、児童手当の手続のときに一緒に御案内するというような形で個別に案内しております。

大井淳一郎委員 公務員ですが、これはあくまでも市内在住の公務員、つまり県庁に行ってる人、宇部市役所、下関市役所いろいろいると思うんですが、その中で、文書を発送するという理解でよろしいでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 あくまでも支給対象は本市に住民登録がある方になりますので、本市在住の公務員という形になります。

山田伸幸委員 1月6日に関係書類を発送したということなんですけど、今日が16日で、返ってきているものはあるんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 数件返って来ております。

山田伸幸委員 返ってきた理由は分かっていますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 宛て所お尋ねありませんというふうに戻ってきております。

山田伸幸委員 宛名先不明以外にも、いらないというのはあったんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 プッシュ型で受取拒否という解釈でよろしいですかね。(うなづく者あり) プッシュ型で受け取らないという申出は現在はありません。

山田伸幸委員 これは国からの交付金といいますか、これはもう全部使い切るということでよろしいのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 こちらの事業は10分の10国庫補助という形になりますので、実際の精算は、実際使った事業費を国庫補助で対応させていただくという形になっております。

奥良秀分科会長 大事な事業なんですけど、他市とそのスピード感というか、遅れないという認識でよろしいのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 支給状況なんですけども、他市を鑑みると他市が2月から3月にかけての支給を考えていらっしゃるようなので、早いほうではないかと考えております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。なければないと言ってもらえば助かります。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、審査番号①を終了いたします。以上をもちまして、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時8分 散会

令和8年（2026年）1月16日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀